第三千四百六号

する規則をここに公布する。

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を改正

平成一 次月二十九日 六月二十九日 (水曜日)

平成二十二年度の行政文書の開示の状況の公表...... 例施行規則の一部を改正する規則 物品等の競争入札参加資格 青森県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則.. 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条 公 告 規 目 示 則 告 次 (畜 (計) 会計管理理 (環境政策課) ... (総務学事課) 産 課 : 課課

:

平成二十二年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公 同 ハ

県有地の売却に係る一般競争入札. (港湾空港課) ... 10

出

先機 関

土地改良区の役員の就任及び退任 県東 局域) ... 10

土地改良区の役員の住所変更...... 県三 民地 局域

: =

公安委員会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札.

会

計

課)

:

則

(

規

平成二十三年六月二十九日

青森県規則第二十二号 青森県知事

 \equiv

村

申

吾

改正する規則 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の一部を

七月青森県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則 (平成十五年

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 度の六月三十日」とあるのは、 平成二十三年度における第十一条第一項の規定の適用については、同項中「 「平成二十三年八月三十一日」とする。 毎年

附 則

三.

この規則は、 公布の日から施行する。

青森県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

:

八

平成二十三年六月二十九日

青森県知事

Ξ 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

次のように改正する。 青森県家畜伝染病予防法施行細則 (昭和五十年四月青森県規則第十八号) の一部を

加える。 条第二項及び第三項中「第十七条第二項」の下に「若しくは第十七条の二第六項」 第四条第一項中「第十七条第一項」 の下に「又は第十七条の二第五項」 を加え、 同 を

を「前二項」に、 第五条の見出し中「家畜防疫員」を「家畜防疫員等」に改め、同条第二項中「前項」 「同項第一号」を「第一項第一号及び前項」 に 「同項第三号」を

青 (2) るූ 2 達第 同条第5項の規定に基づき殺処分を命ずる。 「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え (2 0 2) 第五号様式を同様式の (その一) とし、同様式に次のように加える。 報告しなければならない。 Ä 法第五条第三項の規定による検査を行つた職員は、当該検査の実施成績を知事に 殺処分年月日 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。 併 は、家畜伝染病予防法第17条の2第1項の指定家畜として指定されたので、 声 Ш Ш 併 所有者 敎 渔 Ш (管理者) 住所 分 任 Ш 氏名 (名称及び代表者氏名) 青森県知事 Ⅎ℣ 1111 専まって 莊 のように加える。 命ずる。 訓令乙第 (~ 0 2) Ä 袭袖 殺処分年月日 併 ďμ

第六号様式の (その二) を同様式の (その三) とし、同様式の (その一) の次に次

佳

4 1111

家畜防疫員 Ħ

₩

家畜伝染病予防法第 17条の2第6項の規定に基づき下記のとおり殺処分することを

Ш Ш

青森県知事

哥

쀕

併

Ш

Ш

時まで

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

県 報 青 森 第3406号

第七号様式の (その一) 中「紫櫯防焱爋」を「紫櫯防焱爋 (羈爋) 」に改める。 附

 (\equiv)

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

示

2

青森県告示第五百五十九号

期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七 条の十一第三項において準用する第百六十七条の五第二項並びに地方公共団体の物品 格」という。) 、競争入札参加資格の審査 (以下「資格審査」という。) の申請の時 り締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格 (以下「競争入札参加資 トに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。以下「役務契 建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、 下「物品契約」という。) 並びに役務の提供を受ける契約 (電子計算組織に係るもの、 九月三十日までの間において、 等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令第三百七十二号。以下 六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十三年十月一日から平成二十六年 「特例政令」という。) 第四条の規定により公示する。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項及び第百 という。) を一般競争入札又は指名競争入札 (以下「競争入札」という。) によ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約(以 広告及びイベン

平成二十三年六月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

競争入札参加資格

- することを希望する者であって、次のいずれにも該当しない者とする。 いる者を除く。 補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て 競争入札参加資格の審査の対象となる者は、県と物品契約及び役務契約を締結 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者 (ただし、被
- 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

- 他の使用人又は入札代理人として使用する者 加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その 一第一項において準用する場合を含む。) に掲げる事由に該当し、 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号 (同施行令第百六十七条の十 競争入札参
- に格付されたものとする。 級のいずれかに格付された者であって、当該契約の種類及び金額に対応する等級 査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等 受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、 別に定める物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を 競争入札参加資格を有する者は、契約の種類に応じ、次に掲げる事項について

生産額又は販売額

業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額 資格審査の申請をする日 (以下「審査基準日」という。) の直前二年の各事

(\Box) 経営規模

- 次年度繰越純資本金額 (元入金と事業主貸借の清算の合計) とする。) ける自己資本額 (法人にあっては純資産の部の合計額とし、個人にあっては 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算 (以下「決算」という。) にお
- 1 の価格の合計額) 決算における生産設備の額 (機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品
- ウ 決算における事業に従事する職員数

経営比率

したものをいう。) 決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表

営業年数

審査基準日までの営業年数

(Ti) 障害者雇用状況

事している者をいう。) の雇用人数とする。 規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従 外の事業主にあっては審査基準日における障害者 (障害者雇用促進法第二条に は所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、 「障害者雇用促進法」という。) 第四十三条第七項に規定する事業主にあって 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。

・ A I S O 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・140

01)の認証取得の有無

一 競争入札参加資格の特例

並びに現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。以外の等級に格付された者を、その者の特殊な機械の保有及び技術者の雇用の状況の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札

二 調達をする物品等又は特定役務の種類

りとする。 等又は同条第三号に規定する特定役務の種類は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおいの表の上欄に掲げる契約により調達する特例政令第二条第二号に規定する物品

勿品契約	印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器:
松口事然	化学機器、その他
· 安务型勺	システム開発、清掃、浄化槽の保守点検
谷矛 夷糸	調査・市場調査、その他

四 資格審査の申請の時期

でない。 ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限り 資格審査の申請の時期は、平成二十三年七月七日から同年八月八日までとする。

五 資格審査の申請の方法

- 定める所管課に提出しなければならない。1.資格審査の申請は、次の各号に掲げる契約の区分に従い、それぞれ当該各号に
- □ 物品契約に係るもの

出納局会計管理課

一 役務契約に係るもの

- ア 電子計算組織に係るもの並びに広告及びイベントに係るもの
- 出納局会計管理課
- に係るもの並びに調査及び研究に係るものイー建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、

総務部財産管理課

- 三 物品契約及び役務契約に係るもの

資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書 (第一号様式。以下「申請書」前記□に規定する役務契約の区分に従い、それぞれ当該区分に定める所管課

2

経営規模等総括表 (第二号様式)

という。) に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 機械器具設備状況一覧表 (印刷業の場合に限る。第三号様式)
- は写し 商業登記事項証明書 (法人の場合) 又は営業証明書 (個人の場合) の原本又
- 財務諸表 (審査基準日の直前二年の各事業年度における決算によるもの)
- イ 個人の場合 青色申告決算書等

ア

法人の場合

貸借対照表及び損益計算書

- □ 納税証明書 (審査基準日直前の事業年度一年分
- 民税 (本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住
- 1 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税
- 六 許認可証等の写し

府県民税)

要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し善三に規定する契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必

-) 障害者雇用状況報告書等の写し
- ▽ ISO認証取得登録証の写し
- その他知事が必要と認めた書類
- らりによる。 ついて外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記し、又は添付する3.申請書及び2の四の財務諸表は、日本語で作成し、2の紐から四の添付書類に
- 記載しなければならない。 第九十五号) 第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、 2の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和二十二年大蔵省令
- 六 資格審査の結果の通知

運送

資格審査の結果は、 書面により申請者に通知する。

八 七 て指定する日から平成二十六年九月三十日までとする。 競争入札参加資格の格付の有効期間は、 競争入札参加資格の格付の有効期間 六の規定による格付の決定の通知におい

申請書の記載事項の変更届等

営業を廃止したとき又は休業するときは、 事項変更 (休・廃業) 届 資格審査の結果の通知を受けた者は、 (第四号様式) を提出しなければならない 次に掲げる事項について変更があったとき、 直ちに競争入札参加資格審査申請書記載

登記事項証明書 (個人の場合は営業証明書) の原本又は写しを添付するものとする。 ただし、 1から4に係る事項について、 その内容が登記事項である場合は、 商業

商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 法人にあっては、代表者又は年間委任状の受任者の氏名

個人にあっては、その者の氏名

その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

競争入札参加資格の更新手続

4

十月一日以降の期間についての競争入札参加資格、 競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十六年六月に予定している同年 資格審査の申請の時期及び方法

等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

第1号様式

併 Ш

ш

檪 ≕ 绀 ## 礟

申請者 所在地又は住所 商号又は名称

代表者職氏名

퍔

競争入札参加資格審査申請

青森県が締結する物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約(電子計算組織に係るもの、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもの、広告及びイベントに係るもの、運送に係るもの並びに調査及び研究に係るものに限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を 添えて申請します。

誓約します。 ななが、 この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、 事実と相違ないことを

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする

物品の製造の請負

物品の販売

物品の賃貸

役務の提供

部署名

担当者名

電話番号 FAX番号

電話番号

FAX 番号

代職

表氏

者名

商店おみ名と

(フリガサ)

役務の提供 物品の製造・

販売・ 賃貸

番号

審査値

箈 뭄ㅁ

4 缃 香值 贫 箈 務

俲

住所又は 所 在 地

希望する 営業品目 等

8 4

2)

8 B E

J 6 8 6 E

=

物品の製造の請負

物品の販売

物品の賃貸

主たる業務

5

4 3

経

胍

規

模

徘

総

桩

表

区分

新規・

継続

第2号様式

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

5	15	c	٥	O	0	,	1	C	D.	c	л	4	7	С	٥	1	٥	-	_
HD	.	12071	⊤	111271	→	111271	T	111771	→	111771	T	111)	T.	111271	₹ 	111771	T.	111)	T 17
	支店・営業所等名称		支店・営業所等名称		支店・営業所等名称														
FAX 番号	電話番号	FAX 番号	電話番号	FAX 番号	電話番号														

Ĭ 用紙の大きさは、日本工業規格A4総長とする。

			浦	_	0 1	ISO14001)	S	ISO9001,	ISC	有(×,	华	証取得	图証	認	S	\vdash
		\succ		数	害者	雇用障害者数		浦	有	率達成	法定雇用率達成	-	7.7		1	Ι	- 7
			244	浦		在	談	障害者雇用状况報告義務	写者雇用	雪		đ	田 年 省		到	₩	醌
		年	Я	单	\mathbb{H}^{\sim}	年 月		: 月 日	年	П	年 月	数		H	*		Ιū
		通算年数		贈	機	営業中断期間		現組織変更日	現組	ш	創業			ł	ŧ		ķ
				Г			_			^	流動負債	***					
		%			0 =	×100=	_			_	流動資産	· ~		五	Inj:		黨
		>		\succ			Ė	>		\succ		**	14	1	\ -		1
		#			[=	その街		事務関係職員	事務		技術関係職員	¥ *	NE.		me .		平
												額		華	i 資	龠	频
		파		晋□	び舗	工具・器具及び備品	Н	車両運搬具	車	岬	機械装置	分			×	産	\mathbb{H}
							本金箔	純資産合計(次年度繰越純資本金額)	(次年)	産合計	海道						т.
								資本金(元入金)	[本金 (Ym7%			ri 首	₩ #	l Š		⊞-
												稅	7E 4	灵		9	\succ
統	뭄ㅁ	(1+2)/2	<u>(1)</u>			(2)			Θ			盤					1 +
贫	俸	平均生産額(販売額)	産額	松生	-	E決算	1年度	直前第1年度決算	1115	年度決	直前第2年度決算						1

 \mathcal{T}

癥

フィルム CTP

프

オフ輪機

世世 迣 世世 世 世

色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色色

煡

К

#

4

4

4 傸

世世世

レトーム凸

K \mathbb{H}

VI

校正機

湽

車上スキャナープリンター

, I K

平版印刷機

世 世 世 逝

迣

繿

無

癥

Мас Win

液

その他

版

その街

⊞-壍

便 版

戡 挑

癥 癥

聖

フォームギア

3H

癥

마마마마

その他特殊設備関係

バスター コレーター シートカット

ツキング

淮

蒸

矬

₩ 縩

綴

裁折丁無針ミ穴

機機機機が

その他

UV装置 コーナーカット

レアイラボーラ

廃 R

F 蛛

#

 \mathbb{H} \oplus

Н Ш

ш Ш ?

併

Ш

Ш

进 Н ш 噩

U

12

休・廃業

季

 \forall

その色

第3号様式

蒸 挨 絽 具 野 艫 关 汎 痯 表

区分	71.HJ	お 大 基	商号又 は名称
種	出	本店	
類			
取得年			
区分			
	りょうできる。	征員 / 薬数、	
種	<u> </u>	跡	
	~ ×	業年	
湽	⇒	產	
		絙	
	<u></u> →	川	
取得年	_ >	1	

青森県の競争入札参加資格審査申請書を提出していますが、

届け出ます。 なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。 記載事項について下記のとおり変更したので 次のとおり営業を 休業 ・ 廃業 したので

빤

記載事項変更

	浬	
	更事項	
	項	1
	変更	
	囲	
	前	
	変更	
	囲	
	後	
٠		
	変見	
	[年	
	変更年月日	
	備	
	-	
	44	

リース契約の場合は、契約年を記載すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A4紙長とする。

注 注 2

 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする

第4号様式

ш

併 Ш

冶 ## 礟

删

楪

≕

申請者 所在地又は住所 商号又は名称 癬 維 坤

代表者職氏名

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)

哥

公

告

平成二十二年度の行政文書の開示の状況の公表

より、平成二十二年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十条の規定に

平成二十三年六月二十九日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

 \mathbb{H}

行政文書の開示請求の状況

빡	公立大学法人青森県立保健大学	警察本部長	野首歩	選挙管理委員会	教育委員会	議	病院事業管理者	知事	実施機関	
2,055 (2)	ω	20	2	8	33	11	2	1,976 (2)	件数	
1,485 (1)	ω	2	_	2	21	ω	_	1,452	贈	Ø.
224 (1)	0	14	_	4	12	œ	0	185	選 選	処 理
272	0	Ŋ	0	0	0	0	0	267	不開示	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	범 기	垪
70	0	0	0	2	0	0	0	68	取下げ	況 (件
9	0	0	0	0	0	0	_	8	検討中) :

- \ 1 れも外数である () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いず
- とするものは271件である 不開示の計272件中、 開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由
- ω 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処

理の状況の合計とは一致しない。

行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

2

 \equiv 件数及び処理の状況

	1	
_	车	
4 8)	数	
<u> </u>	認	
	唦	
<u> </u>	25	
3)		処
(雔	理
0 4	쐄	9
	哲	关
0	커	光
_	取下げ	(件)
2	審理中	

れも外数である () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いず

2 会」という。) に諮問した日までの期間が90日を超えた事案 不服申立てがあった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査

は、なかった。 不服申立てがあった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

3 が60日を超えた事案 審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間

が60日を超えた事案は、なかった。 審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間

平成二十二年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

定により、平成二十二年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。 青森県個人情報保護条例 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) 第四十九条の規

平成二十三年六月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

- 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項
- 開示請求の件数及び開示等の処理の状況
- \rightarrow 書面による開示請求の件数及び処理の状況

	A>	捌	>	数	崇	知	 	
DIII-	公立大学法人青	徽	#	加叶	病院事賞		高縮	
뿌	、青森県立保健大学	出	衆二	衆二	專業管理者		潹	
	大学	체	ИÞ	ИÞ	₩	##	黑	
_		(华	
1)	Ω	6 1)	2	4	1	48	数	
42	0	0	2	2	0	38	開示	処
(1)	5	(1)	0	2	0	10	題一 训毁	理
_	0	_	0	0	0	0	不開示	9
0	0	0	0	0	0	0	범 기	状
_	0	0	0	0	_	0	取下げ	況 (件)
0	0	0	0	0	0	0	検討中	F)

- 三1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、 いずれも外数である。
- 不開示の計1件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは1件である。
- 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

口頭による開示請求の件数

	公立	捌	>	教	慌	知	₩ }
	大学法,	獙	##	仁国	完事		絔
맥	# 株 株	₩	椺	椺	业		
	公立大学法人青森県立保健大学	먉)00	病院事業管理者		幾
	建大学	체	ИÞ	ИÞ	墨	##	黙
_				_			伞
12,216	164		191	11,745			
6	64	52	91	15	4	60	数

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかった。

3

- 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況 利用停止請求は、なかった。
- (4) 関示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

利用停止決定等 に係るもの	訂正決定等に係 るもの	開示決定等に係 るもの	区分	
		_	车	
0	0	<u></u>	数	
			恕	
0	0	0	唦	
		_	嵺	
0	0	<u></u> 0	唦 巺	总
			橅	描
0	0	0	挡	9
			挡	关
0	0	0	커	光
0	0	0	取下げ	(件)
0	0	0	審理中	

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

 $\widetilde{\mathbb{H}}$

() 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いず

れも外数である。

苦情の申出の件数及びその処理の状況

	绐	/#	
빡		絔	
+		蒸	
	##	黑	
		车	
_	_	数	
0	0	処理済	が通の対
0 1	0 1	処理済 検討中	処理の状況(件)

事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

(1) 2

苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

	7	ì
23	×	*
23	処理済	処理の状況(件
0	検討中	

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった

3 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数 事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

4 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった、 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

県有地の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十三年六月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

・五九平方メートル	Ξ	雑 種 地	雑	<u> </u>	ト二丁目二〇の一	八戸市城下
積	地	目	地	地	在	所

予定価格

六十三万千八百円

入札に参加する者に必要な資格

Ξ

者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

四

売却する物件を示す場所

八戸市城下二丁目二〇の一二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部港湾空港課

1 入札及び開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎東棟四階A会議室

2 日時

平成二十三年七月二十七日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

額)の百分の五以上に相当する金額

契約書の取り交わしの時期

代金の納入期限

九

落札決定の日から七日以内

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

その他

+ 反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

2 現場説明を行う。 平成二十三年七月二十日午前十時から、 八戸市城下二丁目二〇の一二において

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 項の規定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、原

平成二十三年六月二十九日

東青地域県民局長 小 Щ 内 豊 彦

"	理	区役 員 別の
	事	別の
鹿内	小 笠	氏
	小笠原義	
武 安	7 x	名
	森市	住
"	青森市原別八	正
_	八	
丁目三のハ	目五の	
<u> </u>	<u>д</u> О	
/\	四	
		-
		所
	量平	の就
	成四	年及
	三平 成 二 就 任	年 年 及 び 退
	任	日任

"	監	"		"	"	理	"	監	"	"	
	事					事		事			
小笠原武俊	東石五郎	和田由春	小笠原徳英	森山武二	鹿内 武安	小笠原義一	東石五郎	小笠原武俊	斉藤 隆治	和田由春	森山 武二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"二丁目六の二五	原別一丁目八の二〇	大字八幡林字熊谷六八	大字泉野字野脇二五の一	" 六丁目七の三〇	″ 一丁目三の八	" 八丁目五の二四	″ 一丁目八の二〇	原別二丁目六の二五	大字諏訪沢字野田一四九	大字八幡林字熊谷六八	" 六丁目七の三〇
"	"	"	"	"	"	三・ 四・10退任	"	"	"	"	"

土地改良区の役員の住所変更

規定により公告する。 長土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、下

平成二十三年六月二十九日

三八地域県民局長 鳴 海 英

章

"	理	区役員	
	事	別の	
河 原 木	高橋	氏	
术	隆	_	
昇	_	名	
八戸市日計三丁目六の五九新住所、ハ戸市大字河原木字八太郎一七旧住所	八戸市八太郎三丁目一〇の二六 新住所 八戸市大字河原木字日計一一	住	
t	六	所	
	平 成 <u>二</u> -	年 月 日	

公安委員会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。| 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十三年六月二十九日

青森県警察本部長 寺島 喜代次

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定及び保守等を含む賃貸借料とし、

電子計算機等 (総合運転者管理システム等対象業務機器) 一式その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間

とがある。) 算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除するこ平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日 (ただし、この契約に係る予

設置場所

Ξ

人札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- に格付けされた者であること。

 (格)の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級格)、平成二十二年一月三十一日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)、
- ていない者であること。 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受け

六

1

五

入札書の提出場所等

青森市新町二丁目三の 入札書の提出場所、 入札説明書の交付場所、 契約条項を示す場所及び問合せ先

青森県警察本部 会計課用度係

入札書の提出期限 電話 〇 七 七三三 四

2

平成二十三年八月十日 午後十二時

開札の場所及び日時

3

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 第二会議室

入札保証金に関する事項 平成二十三年八月十日 午後二時

の規定により免除とする。

報

七 契約保証金に関する事項

青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条第一項第二

県

又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。 五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部 賃貸借期間中初年度の契約金額 (翌年度以降は各年度ごとの契約金額) の百分の

保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

青

森

2 を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約 ないこととなるおそれがないと認められるとき。 かつ、契約を履行

契約書の取り交わし時期

八

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2

義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反 八札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札、入札説明書により

した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

ることとする 額のうち六か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載す 税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総 切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相 消費税及び地方消費

契約金額

とし、平成二十八年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額を六で除して得た額 から平成二十七年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 落札価格をもって平成二十三年度の契約金額とする。ただし、平成二十四年度 その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

- Nature and quantity to be leased: o f prod
- Ξ Electronic Computer hardwar software Ф
- 2 of other S pecification bid explanation products a n d quantity w i 1 1 bе referred t o
- Time 2:00l imi t P. M. for tende August 10, 2011

2

Contact point for t h e notic

ω

Supply Section inance Division

Aomori Prefectural Police

Aomori 2 - 3 - 1Shinmachi City, Aomori

0

30 - 0801

EL 017 **-** 7 0 ω -4211 Japan

青森市長島一丁目一 (発行所・発行人) 一番

毎週月・水・金曜日発行

県号 東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一

銭